

[国際決済銀行\(BIS: Bank for International Settlements\)](#) ([日銀サイト](#)) という名前は報道でよく目にする。「BIS 規制」を Google 等で検索すると、日本の銀行がどれほどそれに影響されるかが判るだろう。

この BIS の法的地位はやや複雑である。BIS サイトの [Legal Information](#) というページを見てみると、いくつかの文書が出てくる。一番上の Hague Convention を見てみると、その 1 条に BIS への言及があるが、「ここに BIS を設立する」とは書かれていない。Hague Convention の下に Constituent Charter というものがあり、その「1.」を見ると、この Charter によって BIS が設立されたかのように見える。そこで、この Charter の法的性質はどのようなものか、これを締結したのは誰か、を考えてみると、Hague Convention に戻ってその 1 条に Charter への言及があること、それが Convention と一体のものとして扱われていることが判る。

では、Convention が国家間条約であり、Charter がその一部であるとする、BIS は国家間条約により設立されたことになるのだろうか。あらためて Convention の 1 条を読んでみると、この条項によりスイスに義務が課されていることが判る。したがって、ここにいう the force of law というのは、どうやらスイス法上の the force of law ということのようなのである。

次に、Legal Information ページの Charter の下の Statutes を見てみると、その 1 条によれば BIS が株式会社として設立されたことが判る。以上を要するに、BIS はスイス法上の法人として設立されている。

ところが、(Brussels Protocol を飛ばして) その下の Headquarters Agreement を見ると、その 1 条で国際法人格が認められている。同 Agreement 末尾を見るとこれが 1987 年に締結されたことが判るが、1930 年から 1987 年の間に何が起こったのだろうか。

これを考えるために、実際に生じた紛争を見てみよう([Reineccius et al. v. BIS, Partial Award, 22 November 2002](#))。2000 年に、BIS 理事会は、BIS 株式の保有を中央銀行に限定する提案を行った。そのために強制的な自社株買いを行うこととし、保証金として 1 株あたり 16,000 スイスフランを支払うこととした。これに不満な(中央銀行以外の)株主が、定款(上記 Statutes) 54 条に基づいて、株式強制購入の無効等を求めて仲裁申立をしたのがこの事件である。

申立人の一人 Matthieu 氏は、本件に国際法が適用されることは認めつつ、オランダ(仲裁手続が物理的になされる場所)¹およびスイス(BIS の所在地)の国際公序²も考慮して判断すべき、と主張した。本件のような強制的自社株買いは財産権の剥奪であり、

¹ 仲裁手続が物理的になされる場所と、法的な意味での「仲裁地」とが同一とは限らない。これは、国際民事訴訟法・仲裁法の問題である。

² 国際私法における公序。詳しくは国際私法の教科書を参照のこと。

オランダあるいはスイスの国際公序に反するため無効、という主張だと考えられる。
これに対し、BIS は、次のように述べた。

97. The Bank contested Mr. Mathieu's assertion that the Tribunal should take into account Dutch and Swiss public policy. The Bank argued that the Tribunal's Award is governed solely by public international law and that national courts lack jurisdiction *ratione materiae* to annul or invalidate an award of an international court or tribunal under international law, particularly when it involves a sovereign party acting *jure imperii*.⁴³

つまり、本件仲裁は国際法上の仲裁であるから、いずれかの国の国内法に基づく仲裁と異なり、その判断がいずれかの国の国内法に基づいて取り消される（例、日本の[仲裁法](#) 44 条）ことはあり得ない、という主張である。

仲裁廷は、この問題に対し、パラグラフ 104-118 で回答している（別添）。その部分の、特にマーカーで強調された部分を読み（フランス語部分は飛ばしてもよい）、仲裁廷がどのように回答したかを考えてくること。その際、国際司法裁判所の 1949 年損害賠償（ベルナドッテ事件）勧告的意見との相違があるかどうか、あるとすればその違いはどのように説明されるかも考えてくること。

以上